

2 教室問題 第1問 平成5年第16問改

(1) 別紙答案用紙を用意して、下記手順に沿って解答しなさい。

手順1	読む		合格タイム	3分30秒
手順2	書く		合格タイム	10分00秒
手順3	計算	ただし、下記工程の③まで	合格タイム	10分00秒

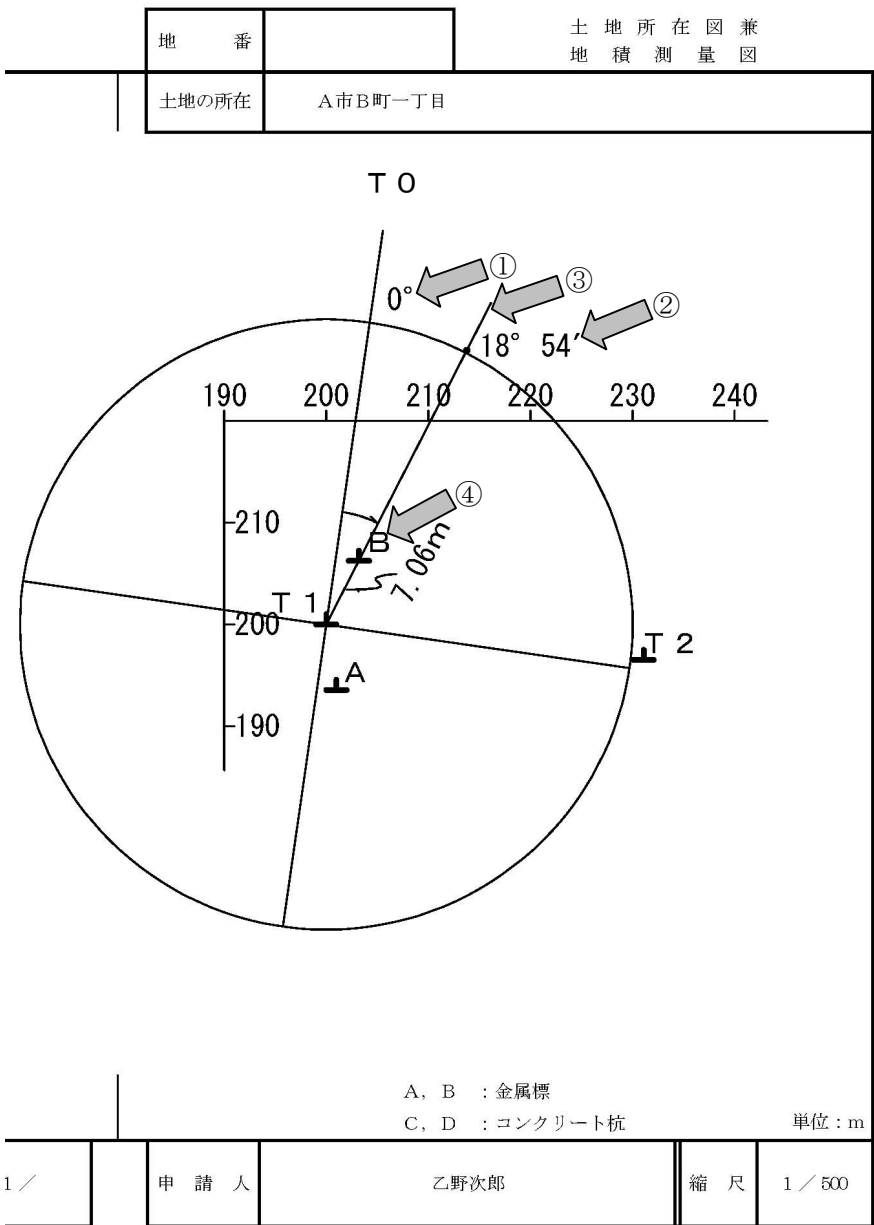
全 体 の 工 程	読む	① 問題文を読み、必要な箇所にマーカーペンで線を引いたり、記号を書き込んだりしなさい。 ② 「誰から」、「何について」、「何を」依頼されたかを、正確に把握しなさい。 ③ 土地の物理的現況（所在、地目、地積）及び現状の権利関係を正確に把握しなさい。
	書く	申請情報、記述問題、図面用紙の各欄などのうち、現時点で解答可能な文字情報を答案用紙の該当欄に記載しなさい。
	計算	① 既知点を答案用紙にプロットしなさい。 ② 三角定規、コンパス及び分度器を用いて計算点を答案用紙にプロットしながら、求積解法をイメージしなさい。 ③ 計算点のおおよその座標値、土地のおおよその面積、及び、筆界点間のおおよその距離を把握しなさい。
	④	②の求積解法のイメージ通りに、計算点の座標値を計算しなさい。③で把握した計算点のおおよその座標値と一致していることを確認しなさい。
	⑤	設問の指定の方法により求積すべき土地の面積を計算しなさい。③で把握した求積すべき土地のおおよその面積と一致していることを確認しなさい。
	⑥	筆界点間の距離を計算して見取図（又は調査素図）に書き込みなさい。
作図	添付図面を完成させなさい。	

【手順7】 B点をプロットする。

- ① 中心がT1に、0° の方向がT0の方向になるように分度器を配置する。
- ② T0の方向を0° として右回りに18° 54' の方向をプロットする。この方向にBが位置する。
- ③ 分度器を外して、T1からBの方向に向けて直線を鉛筆で描く。
- ④ 当該直線上の、T1からの距離が7.06mの点がBである。

※ 放射点の描き方は、P203～を参照のこと。

★ Bの求積解法のイメージ (【手順4】・【手順7】参照)
 $T1 + 7.06 \angle (T1 \rightarrow T0 \text{の方向角} + 18^\circ 54') \rightarrow B$



(2) マーカーペンによる線や記号の記載例

「誰から」 「何について」 「何を」

〔A市B町一丁目2番3号に事務所を有する土地家屋調査士甲野一郎（連絡先03-1234-567X）が、A市C町二丁目4番5号に住所を有する乙野次郎から、同人が県から売渡しを受けたA市B町一丁目所在の表題登記がない宅地（A、B、C、D及びAの各点を結ぶ土地。以下、「本件土地」という。）についての表題登記の申請手続きを依頼されたものとして、別紙「教室問題第1問答案用紙」を用いて後記の問に答えなさい。

〔見取図〕

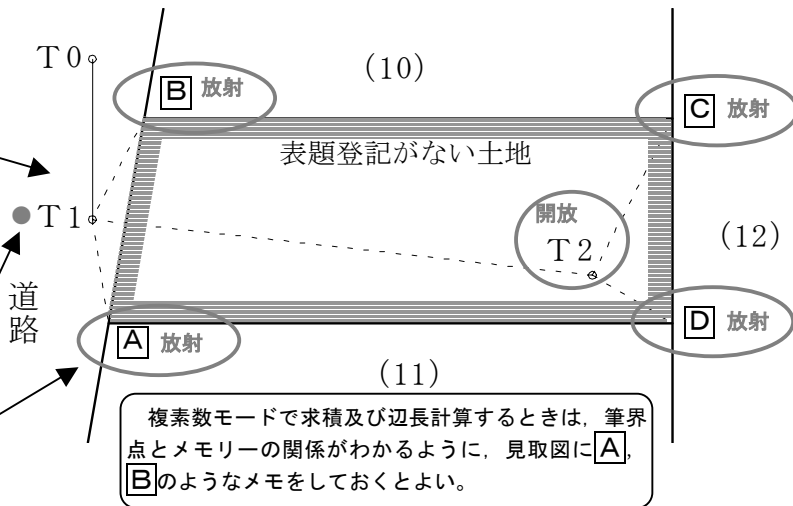
物理的現況（所在） 物理的現況（地目） 現状の権利関係

調査士を括弧でくくり、氏名の前に斜線。

土地の形状をマーク

与点には●印

可能なら、計算点には求積解法の略称をメモしておく



〔測量結果（平成28年7月15日測量）〕

多角点	視準点	観測結果	距離 (m)
T 1	T 0	0° 0'	—
	T 2	88° 11'	31.30
	A	163° 2'	6.53
	B	18° 54'	7.06
T 2	T 1	0° 0'	—
	C	110° 39'	10.94
	D	204° 37'	5.80

たとえば、多角点に太い線でマーク、放射点に細い線でアンダーライン。

- (注) 1 測量は、A市基準点（平面直角座標系：IX系）によるものである。
 2 多角測量の観測角は、後視方向を0°として右回りの角度を示す。

原則的な表現には○マーク

原則的な表現には○マーク

- 問1 測量の成果に基づき、**多角点T2**、ならびに、**筆界点A、B、C及びD**の各点の**座標値**を求めて、**答案用紙第1欄**の該当欄に記載しなさい。
- 問2 本件土地について申請すべき**登記**の申請書を、**答案用紙第2欄**の空欄を埋めて、完成させなさい。なお、**地積**は、**座標法**により求積すること。
- 問3 問2の登記の申請書に添付する図面を、**答案用紙第3欄**を用いて作成しなさい。なお、**地積測量図**は**500分の1**の縮尺で作成するものとする。

例外的な表現には△マーク

- (注) 1 見取図の実線は筆界線を、()内の数字は地番を示す。
- 2 **T1** (名称：**A市基準点101**)の座標値は、**X=200.00m、Y=200.00m**、**T0**から**T1**への方向角は、**188°10'**である。
- 3 **A及びB**の各点には**金属標**、**C及びD**の各点には**コンクリート杭**が埋設してある。
- 4 本件土地の**近傍類似**の土地についての**不動産登記法第14条第1項**の**地図**の縮尺は**500分の1**である。
- 5 座標値は、計算結果の小数点以下**第3位**を四捨五入し、小数点以下**第2位**まで表示するものとする。
- 6 訂正、加入又は削除をしたときは、**押印や字数**を記載することを要しない。
- 7 地積測量図には、座標値から求めた筆界点間の**辺長**を、**計算結果の小数点以下第3位**を四捨五入し、記載すること。基本三角点等の表示は、**図中にその地点を明示し**符号を付した上、用紙の適宜の箇所にその符号、基本三角点等の名称及び座標値を記載すること。ただし、各筆界点の座標値の表示、求積及びその方法並びに地積の表示の記載は、**省略**して差し支えない。
- 8 必要な登記の申請は、**書面**を提出する方法によるものとする。また、登記の申請は、**平成28年8月21日**に行うものとする。

原則的な表現には○マーク

土兼地

例外的な「土地所在図 兼 地積測量図」を作成すべき場合なので、△マークをして、「土兼地」などと書いておく。

このようなメモ書きを「^{ひらめ}閃き」と呼ぶ。

答案用紙を書き終えたら、自分の解答と、この「閃き」を照合すること。